

## 会議録（概要）

会 議 名	令和6年度 第1回愛西市権利擁護支援連携協議会
開 催 日 時	令和6年8月21日（水）午後2時40分から午後3時40分
開 催 場 所	愛西市役所 北館2階 会議室 2-1・2-2
出 席 者	服部一将、浅井佐智子、鎌田正慶、山田五月、竹田晴幸、中上陽子、 （オブザーバー）長谷川和秀
欠 席 者	三和田篤
協 議 事 項 等	<p>●協議事項</p> <p>（1）中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について</p> <p style="margin-left: 2em;">①令和5年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況</p> <p style="margin-left: 2em;">②令和6年度中核機関及び権利擁護支援センター事業実施計画</p> <p style="margin-left: 2em;">③愛知県が実施する市民後見人等養成事業</p> <p>（2）意見交換</p> <p style="margin-left: 2em;">・愛西市の法人後見事業の方向性について</p> <p>（3）その他</p>
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 愛西市権利擁護支援連携協議会設置要綱</li> <li>・ 愛西市権利擁護支援連携協議会出席者名簿</li> <li>・ 資料1 愛西市権利擁護支援センター令和5年度相談対応実績 愛西市権利擁護支援センター令和5年度広報活動実績 令和5年度成年後見制度市長申立案件の経過について</li> <li>・ 資料2 令和6年度愛西市における権利擁護の中核機関及び権利擁護支援センター事業について 愛西市権利擁護支援センター令和6年度相談対応実績 令和6年度成年後見制度市長申立案件の経過について</li> <li>・ 資料3 令和6年度愛知県市民後見人等養成研修</li> <li>・ 資料4 愛西市法人後見ガイドラインについて（案）</li> </ul>
審 議 経 過	別紙のとおり

愛西市権利擁護支援連携協議会 委員

役 職	氏 名	推 薦 母 体	備 考
委 員 長	服部 一将	愛知県弁護士会	
副委員長	浅井 佐智子	リーガルサポート愛知支部	
委 員	鎌田 正慶	愛知県社会福祉士会	
委 員	三和田 篤	認知症疾患医療センター七宝病院	欠席
委 員	山田 五月	佐屋苑地域包括支援センター	
委 員	竹田 晴幸	社会福祉法人百千鳥福社会	
委 員	中上 陽子	愛知県社会福祉協議会	

愛西市権利擁護支援連携協議会 オブザーバー

役 職	氏 名	推 薦 母 体	備 考
次席書記官	長谷川 和秀	名古屋家庭裁判所	

事務局

役 職	氏 名	備 考
保険福祉部社会福祉課 課長	水野 裕公	
保険福祉部社会福祉課 課長補佐	柘植 佐知子	
保険福祉部社会福祉課 主査	藤本 貴志	
保険福祉部高齢福祉課 課長	八木 久美子	
保険福祉部高齢福祉課 主査	吉松 優子	
権利擁護支援センター 専門相談員	稲穂 宏紀	
権利擁護支援センター 専門相談員	伊藤 美羽	
社会福祉協議会 在宅サービス課長	酒井 真	
社会福祉協議会 専門相談員	佐藤 和子	

## 審議経過

発言者	内容（概要）
社会福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の公開、傍聴人の報告</li> <li>・ 出席者の報告</li> <li>・ 委員、オブザーバーの紹介</li> </ul>
委員長	<p>1. あいさつ</p>
委員長	<p>2. 協議事項</p> <p>(1) 中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について</p> <p>それでは、お手元の会議次第により議事を進行させていただきます。議題(1)「中核機関及び権利擁護支援センター事業実施状況について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	資料1、資料2、資料3について説明
委員長	ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
副委員長	出前講座は具体的にどのようなことを行うのでしょうか。
事務局	パンフレットや映写資料などにより、当センターの概要や成年後見制度、日常生活自立支援事業についての説明をいたします。また、高齢者の方々の死後事務や遺言、任意後見制度に関心がある参加者もいらっしゃることから、出前講座の依頼があった際にすり合わせを行い、地域住民の実情に応じた内容で実施いたします。
副委員長	<p>成年後見制度について市民が理解を深めるために、このような出前講座があるというのは大変意義あるものと思います。</p> <p>市民後見人等養成研修について、現在申し込み状況はいかがでしょう。</p>
事務局	現在3名程の申し込みがありますが、申込者へは実際の研修カリキュラムを確認していただたく必要があります。市民後見人は重要な業務ですので、内容をよく理解していただいた上で研修を受講し、修了後は担い手として活躍していただきたいと考えます。
副委員長	「資料3」愛西市による活躍の場の資料について質問です。市民後見人の後見活動内容に財産管理・身上保護とありますが、私たちが専門職後見人を担っている中で、後見人は医療行為の同意ができないということを悩ましく思います。何度も医師や看護師に後見人は医療行為の同意ができないと説明することがあるのですが、研修にはこのような医療同意などについての内容

副委員長	<p>があるのでしょうか。また、この研修の修了者はすぐに地域で活躍することができるのでしょうか。</p>
事務局	<p>研修カリキュラムの中にその内容も含まれていると考えます。      市民後見人等の養成後のことについてですが、この研修修了者が市民後見人としてすぐに活躍できることが望ましいですが、市民後見人として活躍される人のフォローができる体制が未整備であるのが現状です。したがってすぐに活躍していただくことは困難であると考えます。今後市民後見人が安心して活動ができるよう、バックアップ体制を整えていくよう努めます。</p>
委員長	<p>受講カリキュラムの負担が大きいという話がありましたが、具体的には何時間受講しなければならないのですか。</p>
事務局	<p>50単位、50時間です。</p>
委員	<p>新しいカリキュラムへの変更に伴い、意思決定支援の単位が増えましたが、減った内容もありますので、以前の国のカリキュラム時間に合わせた50時間となります。</p>
委員	<p>愛西市による活躍の場として日常生活自立支援事業の生活支援員とありますが、生活支援員の希望者もカリキュラムを50時間履修しなければならないのでしょうか。市民後見人等養成研修のカリキュラムは、後見業務に踏み込んだ内容です。例えば財産目録の書き方など、事務の学習もありました。      日常生活自立支援事業の生活支援員に対しても、50時間の履修を求めるとの疑問があります。また、現在活躍している日常生活自立支援事業の生活支援員も一定の研修を受けているはずですので、その点の整合性、すり合わせはどのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>日常生活自立支援事業の生活支援員に関しては、業務に対しての履修時間は多いと考えます。ただし、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行型のケースもありますので、日常生活自立支援事業を利用されている方の判断能力の低下が更に進行し、成年後見制度を活用することになった際に、支援員が新たに変わるのではなく支援を継続できれば、安心して財産管理を担わせていただけないかと考え、このような設定といたしました。</p>
委員長	<p>(他の質問や意見なし)</p> <p><b>(2) 意見交換 愛西市の法人後見事業の方向性について</b>      続きまして議題(2)の意見交換を行います。先程事務局から説明がありました、「資料2」令和6年度愛西市における権利擁護の中核機関及び権利擁護支援センター事業についてをご覧ください。表の一番右側、「オ. 後見事務の提供事業、1. 法人後見体制の構築」とあります。法人後見事業を今後市</p>

委員 長	<p>で実施するために、今年度より情報収集や研修への参加などを行うとのことですが、本日はこの法人後見事業の方向性について意見交換をしたいと考えております。お手元の「資料4」をご覧ください。この資料は、愛西市における法人後見のガイドライン案を示しております。はじめに事務局より、このガイドライン案について説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料4について説明</p>
委員 長	<p>法人後見は個人の後見業務と比較して、長期に渡る継続性のある支援が可能でしたり、相談支援のバックアップ体制が整っているという利点があると思います。ここからはこのガイドライン案を踏まえ、ガイドライン案に対する意見や改善点、法人後見で受任することが期待されるケース、法人後見に求められることや期待することなど、委員の皆様のお立場からお話をいただきたいと思います。</p>
委 員	<p>法人後見を一つの受け皿として、専門職の受任者に加え法人後見という選択肢があるということは、より権利擁護支援の幅が広がる点で非常に前向きな考え方だと思います。今後どのようにその体制を整えていくか、具体的な方針が少しずつ明らかになるとよいと思います。</p>
オブザーバー	<p>今回法人後見の取り組みをされるという方向性は、後見人候補の選択肢が増えるという点で、裁判所として有り難く思っています。裁判所として関心があるところは、法人後見を開始した時に後見業務をどのように監督していくかということですので、バックアップ体制が組織的になっていくというところが関心事となりますので、よりよい体制をご検討いただく必要があるかと思えます。</p>
委 員	<p>市において重層的支援体制整備事業が始まっており、(5) 家族が複合的な課題を抱えている、または、支援の仕組みが不十分もしくは再構築する必要があるケースのような世帯が増えてきていると地域包括支援センターとしても実感していますので、そのようなケースには有効的だと思います。</p>
委 員	<p>圏域アドバイザーとして、最近、名古屋の方で身寄りの無い方の支援をする仕組みづくりをしていると聞きました。昔は、身寄りの無い方イコール生活困窮者という傾向が多かったのですが、人口減少などの問題で、お金は持っているが身寄りがない、経済的に担保されているが身寄りが無くて支援が無い方が圧倒的に増えているようです。法人後見も必要ですが、身寄りの無い方を受任した時に、普通のフォーマルなサービスでは対応できないことも多いと思いますので、そういう仕組みも一緒に考えていく必要があるかと思えます。昨年、私どもも法人後見を開始しました。まだ1件の受任ですが、その際に衝撃を受けました。ケアマネジャーや相談支援専門員、医師や関係</p>

委員	<p>機関、行政も、成年後見制度そのものを理解している方が少なく、業務の半分は制度の説明をすることでした。「夜中に走るのが後見人だよな。」という言葉方をされたこともありますので、成年後見制度自体の普及や周知は必須だと思います。先程の市民後見人等養成研修ですが、市民後見人の養成でなくても、成年後見制度を理解促進するために受講して、制度を知っていただくだけでも違うのではないかと思います。法人で受任することは難しいことではないと思います。難しいのは、相談に来られたら何でも対応しなければならないような立場になってしまうことですので、仕組みを整えていく必要があるかと思います。法人後見に関しては、法律家の力を借り、福祉職の力を借り、いろいろな方に関わってもらえるのは強みだと感じます。</p>
委員	<p>ガイドライン案1.(3)の意味合いについてお尋ねします。一つ目は、市民後見人が法人後見支援員として活動するために、その活躍の場として法人後見を前向きに検討するという意味でしょうか。市民後見人が市で活躍するために、バックボーンとなる市のセンターが法人後見をたくさん担い、しっかり実績を積んだ上でないと家庭裁判所からはなかなか市民後見人を受任できないということを聞いていますので、その意味合いで記しているのでしょうか。</p> <p>二つ目は、5. 法人後見として受任するケースの法人後見に期待することです。社会福祉協議会が行う法人後見に限られるかもしれませんが、社会福祉協議会が法人後見を担うのは、専門職団体や他機関との繋がりが圧倒的に強みです。そのネットワークの中で、役割分担をしながら一つ一つのケースをアセスメントし、モニタリングもしていけるという環境が、元々あるところが大きなメリットだと思いますので、その点を少し文章化できると良いと思います。例えば、5.(2)の記載ですが、実はこれは本人の福祉的課題やいろいろなケース、難しい福祉課題がある方などで、対応回数が多くなる結果、社会福祉協議会である法人が後見を行う、ということだと思います。</p>
副委員長	<p>後見人が法人として受任するという事で、メリットとデメリットがあると思います。私は今まで何人も後見人をさせていただいております。自分自身が年を重ねてきているので、後見人を新しい方にリレーし受任していただきたいと思っています。そのような場合に、法人後見ですと移行がスムーズにできるかなと考えます。逆に、被後見人に後見人が変わる可能性があると伝えるのは困難かもしれません。私自身、被後見人に「後見人が変わる可能性がある。」と少しずつ伝えていくところですが、そうすると被後見人は「絶対嫌。知らない人や男性は嫌。」などと言います。一つのマイナス面かなと思います。将来的な意味では、個人よりは法人での後見の方がメリットがあると思います。</p>
委員長	<p>仮に社会福祉協議会が法人後見を受任したとして、実際に事務を遂行されるのは、権利擁護支援センターですか。</p>

事務局	<p>計画としてはこれからというのが現状ではあります。基本的にこの権利擁護支援センターとは異なる部門が担うのが、適切であると考えます。ただし、法人としての人材育成と予算を確保しなければなりませんので、何年度から開始すると明言できる状況ではありません。</p>
委員長	<p>専門職が受任すると基本的には1人で事務を行います。法人で受任すると複数の方々に担当してもらうというメリットがあると思います。オブザーバーもおっしゃりましたが、監督体制というのも非常に大事なことです。複数の方が担当し、かつ監督体制が整っているということが重要だと思います。権利擁護支援センターが法人後見事務を行うのかと思っていましたので、昨年度から相談件数や受任調整の仕事なども増えている中で、業務的な負担について懸念していました。別の部門が担当される予定であると聞いて安心した面もありつつ、一方で権利擁護支援についての経験や人材については今後の課題であると考えます。法人後見の運営については人材育成、複数の方が担当し、監督体制をしっかり作っていくということが重要だと思います。このような体制ができれば、5.(1)～(5)は、法人で受けるメリットがあるケース等で、法人後見を担うことが望ましいと思います。</p>
委員長	<p>その他、皆様から追加のご意見はありますか。</p>
委員長	<p>法人後見はこれからだと思いますが、今後も引き続きこの会議で議題になる見込みはありますか。</p>
事務局	<p>今回、社会福祉協議会がガイドライン案を作成しましたが、今回ご意見いただいた中で修正した案を皆様にご説明させていただきながら改めて委員の皆様にご意見をいただけたらと存じます。市民後見人等養成研修が今後終了し、来年度からその方々をサポートする体制も整えていかなければなりませんので、そのような点も含め次回お話しできたらと考えます。</p>
委員	<p>現状の範囲で法人後見を行うとして、例えば社会福祉協議会が後見人の受任を受けて、実際の身上保護を市民後見人に動いていただき、それを社会福祉協議会が見守っていくのか、または財産管理は社会福祉協議会でしっかり不正が無いように行い、日常の部分は市民後見人に一部お願いするのか、または、市民後見人に直接後見人として受任していただき、それを社会福祉協議会が客観的にサポートするのか、ということが検討事項として挙げられます。どういう仕組みで行いたいのか、市民後見人に有償で動いていただくのか、無償で動いていただくのか、その辺りについて事業展開の見通しを教えてください。</p>
事務局	<p>少しずつ事業について検討したいと思いますが、障害福祉計画では、法人後見支援事業について令和8年度の実施を目標としていますので、法人のバ</p>

事務局	<p>ックアップ体制については段階的に整備したいと考えます。直近の課題としては、市民後見人の実務支援ではなく、市民後見人等養成研修修了者へのフォローアップを検討していかなければならないと考えます。</p>
委員	<p>行政が専門職に仕事を依頼する場合は、行政が行うよりも専門職に依頼した方が費用を抑えて効果も得られるためだと思います。それを踏まえて、法人後見として受任するケース5（3）、（5）の、DVや虐待対応・複合的な課題に対する支援は、ソーシャルワーカーがかなり後見の件数を担っています。ソーシャルワーカーであっても、複合的な課題のあるケースに成年後見人として対応する時はかなり難しく、キャリアが必要になってきます。専門職後見人の中でも何年もキャリアを積んだ人がこのような件を担当するというところがありますので、人材を育てるという視点で、長期的に人材を育てていくところが大きなポイントになると思います。</p>
委員長	<p>これまでの意見を踏まえると、来年度すぐ法人後見業務を行うという訳ではなく、もう少し先に実施するというイメージですね。</p>
事務局	<p>はい。当然必要性は法人としても認識しています。先程社会福祉課がおっしゃったとおり、障害福祉計画の中でも法人後見支援業務実施の目途の目標がありますので、段階的に整備していきたいと考えています。</p> <p>(他の質問や意見なし)</p>
委員長	<p>それでは、お時間がまいりましたので、これで議題（2）意見交換を終了いたします。ご意見等もございませんので、議題については全て終了といたします。</p> <p>皆様のご協力の下、スムーズに議事を運ぶことができました。ありがとうございました。それでは事務局へ進行を戻します。</p>
社会福祉課長	<p>最後に次第「3 その他」としまして、令和6年度第2回権利擁護支援連携協議会の日時についてご連絡いたします。次第にありますとおり、次回第2回の権利擁護支援連携協議会は、来年2月19日水曜日、午後2時40分からこの会場にて開催いたします。日にちが近くなりましたら、改めてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間に渡りご審議いただき、誠にありがとうございました。</p>